

県の第10次職業能力開発計画等の策定について

1 策定の根拠・背景

- ・ 職業能力開発促進法第7条により，都道府県が国の策定する「職業能力開発基本計画」に基づいて，その区域内において行われる職業能力開発の基本として策定する計画。
- ・ 県計画の策定根拠である職業能力開発促進法第7条第1項については，これまでの策定を義務づける規定から努力義務規定化され，また，県計画に定める事項は，おおむね同法第5条第2項各号に掲げる事項について定めることとされた。
- ・ 現在の第9次宮城県職業能力開発計画は，国が策定した第9次職業能力開発計画の内容を踏まえ，東日本大震災からの復旧・復興という視点も加えながら，今後4年間の本県職業能力開発の基本として策定したもの

2 計画の期間 H28～H32の5年間。

3 県の職業能力開発計画に定める事項

(1) おおむね職業能力開発促進法第5条第2項各号に掲げる事項（第7条第2項）

イ 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項

ロ 職業能力の開発の実施目標に関する事項

ハ 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

(2) 同法第5条第3項（第7条第5項で準用）

経済の動向，労働市場の推移等についての長期見通しに基づき，かつ，技能労働力等の労働力の産業別，職業別，企業規模別，年齢別等の需給状況，労働者の労働条件及び労働能率の状態を考慮して定めなければならない。

4 第10次宮城県職業能力開発基本計画策定について

(1) 考え方

国の次期職業能力開発基本計画及び東日本大震災からの復興という視点を踏まえる。

(2) スケジュール

平成27年 国の次期計画等にかかる情報収集及び素案等検討

平成28年 策定，公表